

高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

平成24年7月13日

厚生労働省職業安定局

平成24年度高年齢者雇用就業対策の体系

① 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の推進

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進
 - ・ 高年齢者雇用確保措置に係る周知・啓発
 - ・ 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告
 - ・ 高年齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等
- 希望者全員65歳まで働ける企業及び企業の実状に応じて何らかの仕組で70歳まで働ける企業の普及・促進
 - ・ 公共職業安定所による事業主への啓発指導
 - ・ 先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、都道府県労働局による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の取組に対する気運の醸成
 - ・ 定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者労働移動受入助成金)の活用

② 中高年齢者の再就職の援助・促進

- 中高年齢者に対する再就職の促進
 - ・ 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介
 - ・ 中高年齢者トライアル雇用奨励金の活用
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の活用
 - ・ 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会、職場体験等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業)
- 募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合の上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発
- 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助
 - ・ ジョブ・カード様式を活用した求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導

③ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

- シルバー人材センター事業の推進
 - ・ シルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業の支援

障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

事業主に対する措置

雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> <p>民間企業1. 8% (平成25年4月～ 2.0%) 国、地方公共団体、特殊法人等2. 1% (" 2.3%) 都道府県等の教育委員会2. 0% (" 2.2%)</p> <p>※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特例子会社)を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。 ※2 精神障害者(手帳所持者)については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率(実雇用率)に算定することができる。</p>
納付金制度	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <p>○ 障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主) 不足1人 月額5万円徴収 (適用対象: 常用労働者200人超) ○ 障害者雇用調整金(雇用率達成事業主) 超過1人 月額2万7千円支給 (適用対象: 常用労働者200人超)</p> <p>※1 平成27年4月より100人を超える事業主に拡大。 ※2 この他、200人以下(平成27年4月より100人以下)の事業主については報奨金制度あり。 (障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給)</p> <p>・ 上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。(在宅就業障害者支援制度)</p>
助成金 各種	<p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <p>・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 等</p>

障害者本人に対する措置

職業リハビリテーションの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援く福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進</p> <p>○ ハローワーク(全国545か所) 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</p> <p>○ 地域障害者職業センター(全国47か所) 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施(職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等)</p> <p>○ 障害者就業・生活支援センター(全国315か所) 就業・生活両面にわたる相談・支援</p>
----------------	--

障害者雇用率制度の概要

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

○ 一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考） 現行の障害者雇用率（括弧内は平成25年4月1日から施行）

<民間企業>

一般の民間企業 = 1.8% (2.0%)

特殊法人等 = 2.1% (2.3%)

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.1% (2.3%)

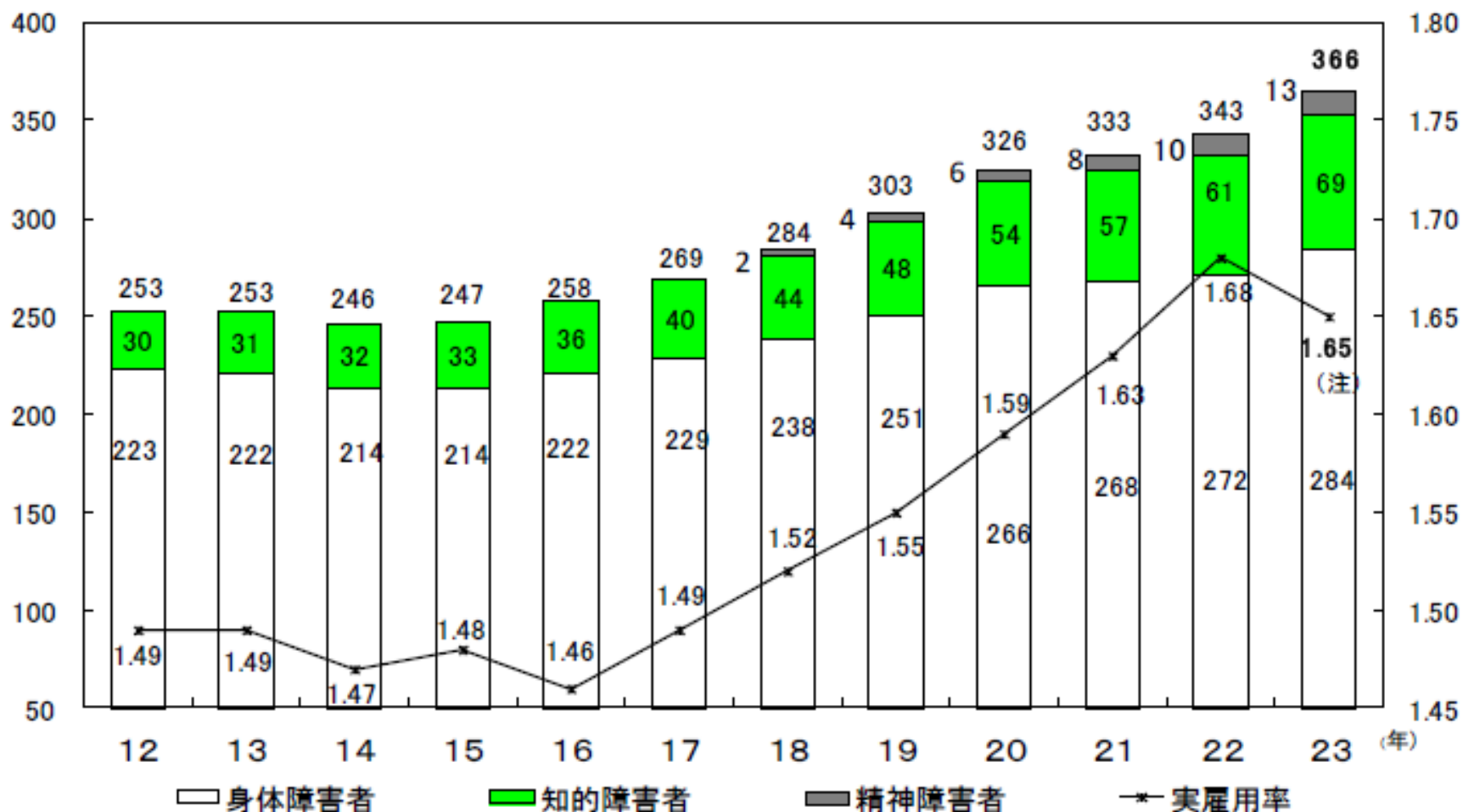
都道府県等の教育委員会 = 2.0% (2.2%)

障害者雇用の状況 (平成23年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.65%** **法定雇用率達成企業割合 45.3%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は8年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

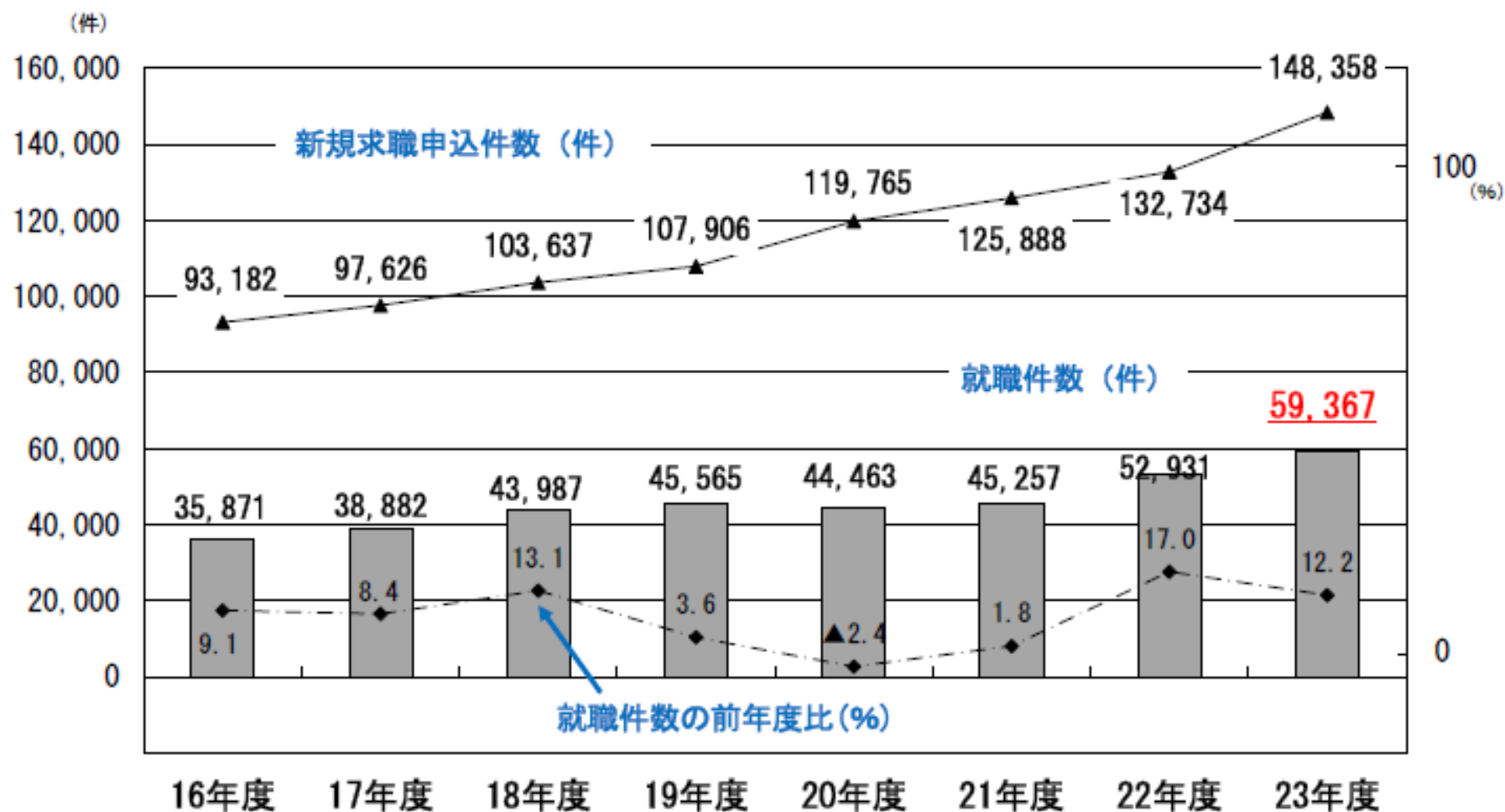
<実雇用率(%)>



(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成23年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は約6万件となり、過去最高を更新。



障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主担当)と福祉施設等の職員、市町村の職員等がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**

就職を希望している
福祉施設利用者等



就職に向けた取り組み

就職

企業



職場定着
職業生活
の安定

主査：ハローワーク職員

- ・ 専門援助部門が担当
- ・ 就労支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 授産・更正施設、小規模作業所
- 医療・保健・福祉機関
- 特別支援学校
- 精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所 等

市町村・専門機関の職員

- 障害者団体、障害者支援団体
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業能力開発校
- 障害者地域生活支援センター
- 福祉事務所 等

障害者就労支援チーム

就労支援計画の作成

チーム構成員が連携して支援を実施

フォローアップ

就労支援・生活支援

職場定着支援・就業生活支援

【23年度実績】

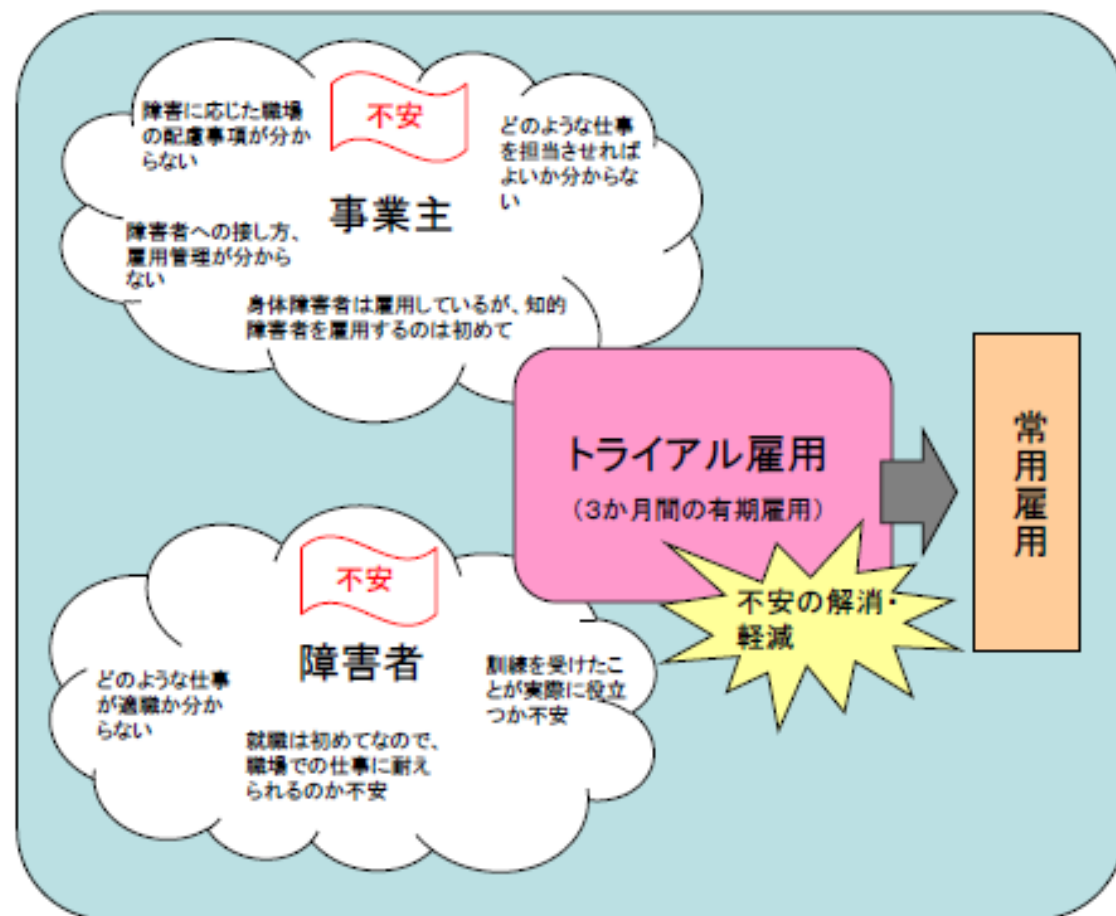
支援対象者数	19,082人
就職者数	9,899人
就職率	51.9%

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



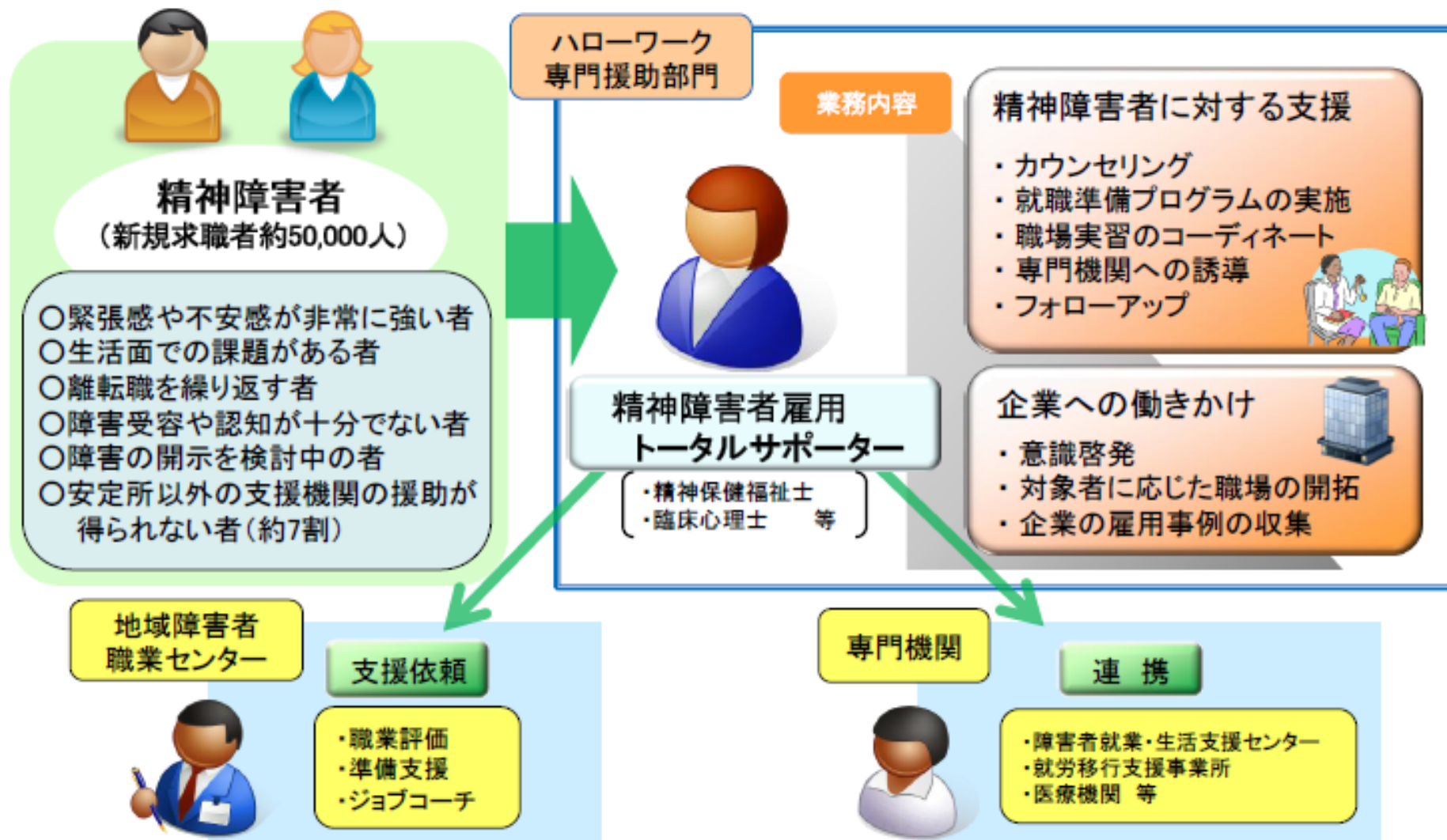
- 期間
3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 対象者（24年度）
9,200人
- 実績（23年度）
開始者数 11,378人
常用雇用移行率 86.9%

精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

○平成23年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 77.5% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合



○ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援事業等

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称・ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成21年4月1日現在 46都道府県87カ所〕（40都道府県でハローワークを併設）

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）の活用や、年長フリーター等（25～39歳）を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

(注：訓練終了後3ヵ月経過時点の就職状況)

ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援

<高校> ジョブサポーター（高卒担当）が支援

ジョブサポーター（高卒担当）は、主として高校等に出向き、個別の職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施。

（ハローワークにおける主な支援内容）

- ① 適正な労働条件確保のための求人内容の確認、求人確保及び求人情報の提供
- ② 職業指導（職業適性検査、職業情報の提供等）
- ③ 就職面接会等の開催
- ④ 未内定者等に対する個別支援（職業相談・職業紹介）、保護者への周知・啓発



高校生を求人企業に引率

<大学、短大、専門学校等> ジョブサポーター（大卒担当）が支援

ジョブサポーター（大卒担当）は、大学等に対し、担当者制の導入等、学校と緊密な連携の下、大学訪問等による未内定者の早期把握、キャリアセンター担当者に対する支援、学生に対する個別支援（エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等）、就職面接会の開催支援等を実施。

また、新卒応援ハローワーク等において、以下の支援を実施。

（新卒応援ハローワーク等における主な支援内容）

- ① インターネットを通じた広域的な求人情報の提供、中小企業とのマッチング、求人開拓
- ② 就職支援セミナー、就職面接会等の開催
- ③ 希望者に対する個別支援（エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等）、保護者への周知・啓発



就職活動の進め方についての相談を実施

【就職支援体制の強化】

	緊急雇用対策 (平成21年10月23日)	緊急経済対策 (平成21年12月8日)	経済対策 (平成22年9月10日)	緊急総合経済対策 (平成22年10月8日)
ジョブサポーター（高卒担当）	474人→532人(+58人)	→779人(+247人)	→1,084人(+305人)	→1,084人(+0人)
ジョブサポーター（大卒担当）	56人→86人(+30人)	→149人(+63人)	→669人(+520人)	→919人(+250人)
合計	530人→618人(+88人)	→928人(+310人)	→1,753人(+825人)	→2,003人(+250人)
	23年度第1次補正 (平成23年5月2日)	23年度第3次補正年度 (平成23年11月21日)	24年度	
学卒ジョブサポーター	2,103人(+100人)	→2,203人(+100人)	→2,300人(+97人)	

（注）ジョブサポーターには、大学等での就職支援担当や企業の人事労務管理担当の経験者、キャリアカウンセラーの資格を有する者等がなっている。
平成23年度から、高卒担当・大卒担当を統合し、学卒ジョブサポーターとして実施。

高齢者、障害者等の就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

特定就職困難者雇用開発助成金のご案内

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等^(※)の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

(※) ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している
有料・無料職業紹介事業者及び無料給付員職業紹介事業者

支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	50(90)万円	1年	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円
身体・知的障害者	50(135)万円	1年(1年6か月)	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円 第3期 (45)万円
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	100(240)万円	1年6か月(2年)	第1期 30(60)万円 第2期 33(60)万円 第3期 34(60)万円 第4期 (60)万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	30(60)万円	1年	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円
障害者	30(90)万円	1年(1年6か月)	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円 第3期 (30)万円

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者である者をいいます。

○ 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下

